

生産性向上に 取り組む皆様へ

生産性革命推進事業のご案内

ものづくり・商業・サービス補助金

- ✓ 最大2,000万円の設備投資補助

持続化補助金

- ✓ 最大200万円の販路開拓等補助

IT導入補助金

- ✓ 最大350万円のITツール導入補助

(別途PC等の購入も支援)

(サイバーセキュリティ対策支援を強化)

事業承継・引継ぎ補助金

- ✓ 事業承継・引継ぎに係る取組を
最大600万円補助

の御案内です

詳しくは裏面

ものづくり・商業・サービス補助金

- *赤字など業況が厳しい中でも、賃上げ等に取り組む中小企業向けに特別枠を創設し、優先採択や補助率引上げを行います（最大1,250万円、補助率2/3）。
- *グリーン・デジタル分野への取組に対する特別枠を創設し、補助率や上限額を引き上げます（（グリーン枠）最大2,000万円・（デジタル枠）最大1,250万円、補助率2/3）。

*補助対象：革新的製品・サービスの開発又は生産プロセス等の改善に必要な設備投資等

*補助上限額と補助率：
右表参照

*開始時期：10次公募
（2月16日公募開始）

申請類型	補助上限額（※1）	補助率
通常枠		1/2（※2）
回復型賃上げ・雇用拡大枠（※3）	750万円、1,000万円、1,250万円	2/3
デジタル枠		
グリーン枠	1,000万円、1,500万円、2,000万円	

- （※1）従業員規模により異なる（※2）小規模事業者・再生事業者は2/3
（※3）前年度の事業年度の課税所得がゼロであり、常時使用する従業員がいる事業者が対象

小規模事業者持続化補助金

- *赤字など業況が厳しい中でも、賃上げ等に取り組む事業者や、事業規模の拡大に取り組む事業者向けに特別枠を創設し、補助率や上限額を引き上げます。
- *後継ぎ候補者が実施する新たな取組や創業を支援する特別枠、免税事業者からインボイス発行事業者に転換する場合の環境変化への対応を支援する特別枠を創設し、上限額を引き上げます。
- *LPガス等の価格高騰等の影響を受ける産業の事業者は、加点による優先採択を実施します。

*補助対象：小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等

*補助上限額と補助率：
右表参照

*開始時期：第8回公募
（3月22日公募開始）

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	50万円	2/3 （成長・分配強化枠の一部の類型において、赤字事業者は3/4）
成長・分配強化枠 （賃上げ（事業場内最低賃金を地域別最低賃金より30円以上引き上げる事業者が対象）や事業規模の拡大）	200万円	
新陳代謝枠 （創業や後継ぎ候補者の新たな取組）	200万円	
インボイス枠 （インボイス発行事業者への転換）	100万円	

IT導入補助金

事業承継・引継ぎ補助金

- *インボイス制度への対応も見据えたITツールの導入補助に加え、PC等のハード購入補助等を行う枠「デジタル化基盤導入枠」を創設します。
- *新たに、「セキュリティ対策推進枠」を創設します。

申請類型	補助対象経費	補助上限額	補助率
通常枠	ITツール	30~450万円	1/2
デジタル化基盤導入枠	ITツール （会計ソフト、受発注システム、決済ソフト等）	5~50万円	3/4
		50~350万円	2/3
	PC・タブレット等	10万円	1/2
	レジ・券売機等	20万円	1/2
セキュリティ対策推進枠	サイバーセキュリティサービス利用料（※）	5~100万円	1/2

※（独）情報処理推進機構（IPA）「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されたサービス

*開始時期：3月31日より公募開始
（セキュリティ対策推進枠は準備でき次第実施）

- *事業承継・引継ぎに係る取組を、年間を通じて機動的かつ柔軟に支援します。

*補助対象：

- ・事業承継・引継ぎ後の新たな取組に関する設備投資等
- ・事業引継ぎ時の専門家活用費用等
- ・事業承継・引継ぎに関する廃業費用等

*補助上限額と補助率：

（補助上限額）150万円～600万円
（補助率）1/2～2/3

*開始時期：3月31日より公募開始（専門家活用）

お問い合わせ先

- ・ものづくり・商業・サービス補助金：ものづくり補助金事務局サポートセンター（050-8880-4053）
- ・持続化補助金：商工会地域の方 ※所在地によって異なるため右のQRコードよりご参照下さい。
商工会議所地域の方のお問い合わせはこちら（03-6632-1502）
- ・IT導入補助金：サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター（0570-666-424）
サイバーセキュリティ対策の関係は経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課（03-3501-1253）
- ・事業承継・引継ぎ補助金：経営革新型のお問い合わせはこちら（050-3615-9053）
専門家活用型/廃業再チャレンジ型のお問い合わせはこちら（050-3615-9043）



【商工会地域お問い合わせ先】